

公益社団法人 伊勢志摩観光コンベンション機構

役員報酬総額及び報酬等の支給の基準

(目的)

第1条 この規程は、公益社団法人伊勢志摩観光コンベンション機構（以下「この法人」という。）定款第26条の規定に基づき、この法人の役員の仕事年度ごとの報酬総額及び報酬等の支給の基準について定めることを目的とする。

(報酬等の区分)

第2条 役員報酬は、常勤役員（常勤である理事又は監事をいう。以下同じ。）にあっては月額報酬及び賞与とする。非常勤役員（常勤役員以外の役員をいう。以下同じ。）は、無報酬とする。

- 2 前項に定める報酬のほか、常勤役員には、月額で通勤手当を支給することができる。
- 3 役員に退職手当は支給しない。

(事業年度の報酬総額)

第3条 前条第1項に規定する報酬は、事業年度ごとに1名につき別表に定める総額を上限とする。

(月額報酬及び賞与の算定方法)

第4条 常勤役員の月額報酬及び賞与は、別表に定める総額の範囲内において理事会で決定する。

- 2 新たに常勤役員に就任した者には、日割計算により、その日から月額報酬を支給する。
- 3 常勤役員が退職し、又は解任された場合には、日割計算により、その日までの月額報酬を支給する。
- 4 常勤役員が死亡により退職した場合には、日割計算により、その日までの月額報酬を支給する。
- 5 月額報酬の額に1円未満の端数を生じたときは、これを切り上げる。

(通勤手当の算定方法)

第5条 通勤手当の月額は、職員の例による。

(支給方法)

第6条 常勤役員の報酬及び通勤手当は、その全額を通貨で、直接常勤役員に支払うものとする。但し、社会保険料、源泉徴収による所得税その他法令に基づき常勤役員の報酬か

ら控除すべき金額がある場合には、その金額を控除した額を支払う。

2 常勤役員がその報酬及び通勤手当につき本人名義の預金口座への振込みを申し出た場合には、その方法によって支払う。

3 常勤役員の報酬及び通勤手当の支給日は、職員の例による。

(変更)

第7条 この規程は、定款第12条の規定により、総会の決議によって変更することができる。

附 則

この規程は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（平成18年法律第50号）第106条第1項に定める公益法人の設立の登記の日から施行する。

別表（事業年度ごとの報酬総額）

役員区分	事業年度ごとの報酬総額
常勤役員	700万円